

# 随意契約理由書

別紙2

神戸市

件名	消防救急デジタル無線設備基地局ネットワーク機器更新
契約の相手方	沖電気工業株式会社
根拠法令	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号
随意契約の理由	<p>消防救急デジタル無線システムは、沖電気工業株式会社が製造開発したシステムである。</p> <p>消防救急デジタル無線システムは、現場の消防・救急隊員と消防管制室との間や、現場の消防・救急隊員間の連絡用無線システムである。</p> <p>また、当該システムに唯一適用可能な機種（シスコシステムズ合同会社製）は、沖電気株式会社が適合確認の上で、調達したもので、更にその上で整備・プログラム設計・改修及び単体試験を行った後、機種 of 最終調整を行い、消防救急デジタル無線システムの動作確認を責任を持って動作保証をさせるため、他社からの同機種の納入では当該システムとの互換性や適合保証できなく目的が達成できない。</p> <p>また、他社で購入された同機種については既存の保守契約の対象外となり沖電気工業株式会社の品質の保証ができない。</p> <p>消防救急デジタル無線設備基地局ネットワーク機器は、消防救急デジタル無線システムの一部であり更新にあたり装置の調整及びシステムの動作確認は、沖電気工業株式会社の技術者以外には知りえないものであり、他メーカーの技術者では当該作業を実施することができない。</p> <p>したがって、本業務に必要な不可欠な物品と技術を有し、確実に納入できるのは沖電気工業株式会社のみである。</p>
担当部署 (問合せ先)	消防局総務部施設課情報通信係 (電話番号 902-248)